

用語解説

《あ行》

■医療的ケア

医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医行為。

■インクルーシブ (inclusive)

日本語では「包含する」「含まれる」「包み込むような」「包摶的な」と訳される形容詞。それぞれの人が持つ潜在的な能力をできる限り發揮できるようにするために、誰も排除せず、一人一人を社会の構成員として取り込む「社会的包摶」（ソーシャルインクルージョン）として使われることが多い。

■インクルージョン (inclusion)

教育や福祉の分野等において、障害があることによる区別を取り除き、誰もが対等な関係で関わり合い、社会や組織に参加する機会が提供されるという理念。

■SNS (Social Networking Service)

人と人とのつながりの場を提供するインターネット上のサービス。代表的なものとして、Facebook（フェイスブック）、twitter（ツイッター）、Instagram（インスタグラム）、LINE（ライン）などがある。

■NPO (Non-Profit Organization)

「民間非営利組織」のことで、ボランティア活動、営利を目的としない福祉、平和、文化などの公益活動を行う組織や団体。

■屋内信号装置

音が聞こえない人に対して日常生活の物音を光や振動に変えて知らせる機器。

《か行》

■基幹相談支援センター

障害者総合支援法において位置づけられ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務、専門相談、相談支援事業所等への専門的な指導・助言、日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用支援などの業務を行う。

■協働

相互に特性を認めあい、それぞれの役割と責任を果たしながら、共通する社会的課題の解決や目的の実現に向けて、各種事業の実施、サービスの提供を行うなどの関係。

■強度行動障害

他害行為や自傷行為、物を壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が通常考えられない頻度と形式で出現している状態で、家庭でかなり努力をして養育しても難しい状態が続き、特別な支援が必要な状態のこと。

■権利擁護

判断能力が不十分な人が適切に福祉サービスなどを利用し、地域生活を継続することができるよう支援等を行い、人権をはじめとする様々な権利を保護すること。

■高次脳機能障害

一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」などの症状がある。

■合理的配慮

障害者が均等な機会を享受できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて、周辺環境の修正・調整を行うこと。障害者差別解消法において、国や自治体には法的義務、民間事業者には努力義務が規定されている。

■心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。

《さ行》

■サービス等利用計画

障害福祉サービスの申請にあたって、相談支援専門員が障害児者の心身の状況や環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容その他の事項を記載する。

■支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点のもと、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

■児童発達支援センター

福祉型児童発達支援センターは、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うことを目的とする施設。

医療型児童発達支援センターは、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うことを目的とする施設。

■重症心身障害児

児童福祉法上、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している状態にある児童・生徒。

■集団指導

福祉サービス事業者がサービス事業所において適切なサービスを提供するために必要な情報（遵守すべき法令の内容、各種サービス提供の取り扱い、報酬請求に関する事項等）を伝達することを目的として講習会等を実施するもの。

■手話通訳者・手話奉仕員

手話通訳者は、それぞれの都道府県等で認定された手話通訳をする人。主に都道府県等が認定した民間機関（全国手話研修センター）が実施する「手話通訳者全国統一試験」に合格することが条件で、試験に合格した後、都道府県の独自審査に通過することで「都道府県認定の手話通訳者」になることができる。

手話奉仕員は、市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了した人。手話奉仕員養成講座は入門課程と基礎課程に分かれており、基礎課程を修了すると、市町村に手話奉仕員と登録される。

■障害支援区分

障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、その度合に応じ、区分1から区分6までの6段階で認定される。障害福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となる。認定にあたっては、全国一律で定められた80項目の認定調査票や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定される。

■障害児タイムケア事業

障害のある児童を持つ親の就労支援と日常的にケアしている家族の一時的な休息を目的として、障害のある小中高生等を放課後や長期休暇中（日中）に預かり、社会に適応するための日常的な訓練を行う。

■障害者優先調達推進法

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。平成25年(2013年)4月施行。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。

■ジョブコーチ（職場適応援助者）

就労を希望する障害のある人に対して、一緒に職場に行き、ともに作業をしたり休憩時間を使い、障害のある人が働きやすいように援助すること。また、事業主や職場の従業員に対しても、障害者の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて、職務や職場環境の改善を提案し、障害のある人の職場定着を図る。

■自立支援協議会

障害児者、家族又は介護者等が、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉事業所等が参加しサービスに関するシステムづくりについての協議をする場。障害者総合支援法では「協議会」として位置づけられる。

■自立支援審査支払等システム

障害者自立支援給付における障害福祉サービス等の提供にあたって、事業所が請求した情報に基づき、国保連合会が受付、点検、審査等を経て市町村へ請求し、事業所へ報酬等が支払われる仕組み。

■身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、一定程度以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として交付されるもの。法によるサービス等を受けるためには、手帳の交付を受けていることがその前提となっている。

■生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。生活保護受給に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進に向けた支援を行うことが求められている。

■精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある人の社会復帰・自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を持つ人のうち、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人を対象として交付される手帳。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制。「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障害者のケアにも応用したもの。

■成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

《た行》

■地域共生社会

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。

■地域リハビリテーション

障害のある人々や高齢者及びその家族が、住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に生き生きとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活にかかわる人々や組織が、リハビリテーションの立場から協力しあって行う活動のすべてを言う。

■特別支援学校（支援学校）

障害のある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上又は生活上の困難を克服し、自立が図られることを目的とした学校。

《な行》

■内部障害

身体障害者福祉法に定める心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害の総称。

■乳幼児健診

母子保健法に基づいて、市町村が乳幼児に対して行う健康診査。発育状況・栄養状態・病気や異常の有無などを確認する。

■ノーマライゼーション (normalization)

デンマークのバンク・ミケルセンが障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界に広まった障害者福祉の最も重要な理念。障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

《は行》

■8050問題

高齢の親がひきこもりの子どもを長期間にわたり養い続けていることで、収入や介護などの問題を抱える状態。80代と50代の世帯という意味で「8050問題」と呼ばれる。

■発達障害

主に比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、社会適応の問題を主とする障害のこと。いくつかのタイプに分類されており、自閉症スペクトラム障害 (ASD)、注意欠如・多動性障害 (ADHD)、学習障害 (LD) などが含まれる。

発達障害者支援法においては、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。」と定義されている。

■パブリックコメント (Public Comment)

行政の政策立案過程であらかじめ市民の意見を募る制度（意見公募手続）。行政機関が条例や規則を策定又は変更する場合、ホームページなどで素案を公表し、市民から意見を募るもの。

■バリアフリー (barrier free)

道路や建築物の入り口の段差などの物理的なバリア（障壁）や、高齢者、障害者などの社会参加を困難にしている社会的制度化されたバリア（資格・免許取得を制限する欠格事項など）、また心理的なバリア（偏見など）の除去という意味。広義には、高齢者や障害者だけではなく、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去することを意味する。

■ピアサポート (peer support)

同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間（英語で「peer」）が、体験を語り合い、回復をめざす取組。アルコールや薬物中毒の自助グループ、がんなどの患者やその家族、教育現場など、様々な分野に広がっている。

■福祉的就労

一般企業等への就労が困難な障害のある人が、福祉的な配慮のもとに障害福祉サービス事業所などで工賃収入を得て働くこと。

■ペアレントトレーニング (Parent Training)

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障害の特性をふまえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするもの

■ペアレントプログラム (Parent Program)

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、様々な悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。

■ペアレントメンター (Parent Mentor)

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

■法人後見支援事業

障害者の権利擁護を図ることを目的に、成年後見制度の業務を適正に行うことができる法人の確保に向けた取組。

《ま行》

■民生委員児童委員

民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱される地域福祉向上のためのボランティア。担当地区の高齢者の悩みや、子育てなどに関する相談を受けて、福祉サービスの情報を提供したり、市や社会福祉協議会などの専門機関につなげるなどして、解決のお手伝いをしている。

《や行》

■ユニバーサルデザイン

あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

■要約筆記

意思疎通手段の一つで、話し手の内容の要点を筆記して聴覚障害者に伝達するもの。

《ら行》

■ライフステージ (life stage)

乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、高齢期など、人が生まれてから死に至るまでの様々な人生の段階を表す言葉。

■リハビリテーション(rehabilitation)

障害のある人の能力を最大限に發揮して自立を促すための専門的な技術のことをいい、「全人間的復権」をその理念とする。医学的リハビリテーション、教育的リハビリテーション、職業的リハビリテーション、社会的リハビリテーションなどの分野がある。

■療育

児童福祉法に規定される概念で、「療」は医療・治療を、「育」は保育あるいは養育を意味している。

もともとは、身体に障害のある児童について早期発見と早期治療及び指導・相談を行うことにより、障害を克服し、児童が持つ発達能力を有効に育て、自律生活に向かって育成する意味合いで使われてきた。最近では、この概念が広がり、身体障害だけではなく知的障害をも含めて、児童から成人に至るまでのライフステージにおいて、自己実現をめざす総合的な支援活動としてとらえられており、本人の発達支援と周囲の環境改善の両面にわたり、医療、教育、福祉などの資源を動員し総合的に対応していくことが求められている。

■療育手帳

知的障害のある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、一定程度以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障害者であることの証票として交付されるもの。